

線射技



阪神・淡路

大震災の被災

者に対する救

援活動を通じ

て、ボランティア

活動の重要性が社会

に広く認識されたのは喜

ばしい。

ボランティアに参加す

る人は、多くの貴い命

と、生き延びた人々の苦

渋の代償として手に入れ

たと言っても過言ではな

い社会からの認知を、後

退させるような行為は決

してしてはならない。

ボランティア団体の運

営には経費がか

かるが、現在寄

付金が課税対象

から除外されて

いるのは公益法

人格の団体だけである。

公益法人の一つである

財団法人についてみてみ

よう。

国の認可による財団法

人を設立するには二億か

ら三億円の自己資金が必

要である。都道府県知事

の認可による場合でも、

二千万から三千万が必

要といわれ、草の根活動

のボランティア団体が集

めるには全く不可能な金

額である。

この結果、多くのボラ

ンティア団体は

「任意団体」と

いう立場におか

れ、苦しい運営

の中、寄付金に

まで税金を課せられてき

た。

ここに至って与野党か

らボランティア団体など

NPO（非営利組織）の

運営、特に一定の条件を

満たした市民団体に対す

る寄付金を非課税とする

案が出てきたことは、喜

ばしい。

某新聞に、これに関連

して「ボランティア活動

は民間における自発的活

動であり、国が認可を与

えるという種類のもので

はない。これは規制緩和

に逆行する動きであり、

各団体はこの議論が解決

するまで税務上の優遇措

置に目がくらむことなく

頑張って欲しい」という

趣旨の記事が掲載されて

いたが、あまりにも原則

論的、傍観者の意見であ

る。

まず、ごこの団体もま

じめに取り組めば取り組

むほど資金に行き詰まっ

ており、時間的余裕など

ない。第二に経理などの

組織運営が不明瞭な団体

が少なからずあり、第三

者の監査抜きでは善意の

寄付金の行方さえわから

なくなってしまう恐れは

ないか。

「監査抜きの非課税」

で国民が納得するだとう

か。

（小林 米幸＝AMD

A・アジア医師連絡協議
会日本副代表）

